

2025 年 3 月 26 日
協同住宅ローン株式会社

女性活躍推進法および次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画について

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」および「次世代育成支援対策推進法」に基づき、女性職員の活躍を推進するとともに、職員全体が仕事と生活の両立を図り、働きやすい雇用環境を整備するための行動計画を以下のとおり策定しております。

1. 女性活躍推進法に基づく行動計画

計画期間・実施期間	2025 年(令和 7 年)4 月 1 日～2030 年(令和 12 年)3 月 31 日までの 5 年間
目標	女性の平均勤続年数を 13 年以上にする。
取組内容	①両立支援制度や時差勤務について、労働者・管理者に再周知する。 ②年次有給休暇を取得推進する取り組みを行う。

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

計画期間・実施期間	2024 年(令和 6 年)4 月 1 日～2026 年(令和 8 年)3 月 31 日までの 2 年間
目標	働き方改革を促進する施策の実施
取組内容	①時差勤務の推奨。 ②年次有給休暇を取得推進する取り組みを行う。

以 上